様式２

令和４年度生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）

応募申請書

文書番号

令和　年　月　日

　環境省自然環境局長　　殿

住所

団体名

代表者氏名

　令和４年度生物多様性保全推進支援事業について、別添のとおり対象となる事業を実施したいので、応募申請書を提出いたします。

　　＜本件責任者・担当者及び連絡先＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 責任者 | 所属 | 　 |
| 職名・氏名 | 　 |
| 住所 | 〒 |
| 電話 | 　　　　　　　　　　 |
| E-Mail | 　 |
| 担当者 | 所属 | 　 |
| 職名・氏名 | 　 |
| 住所 | 〒 |
| 電話 | 　　　　　　　　　　 |
| E-Mail | 　 |

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ※事業対象地域及び活動内容が分かる簡潔な事業名とすること |
| 交付対象事業者名【協議会の場合：既設／見込み】 |  |
| 構成員【協議会等、複数で構成された事業者のみ記載】 | ※協議会の場合、規約、会計処理規程、会員名簿を添付すること（計○団体・○人） |
| 事業対象地域※別紙の添付も可　 | 都道府県、市町村名等 |
| １．交付金事業によって、環境的課題と社会経済的課題の統合的な解決を図られることになる生物多様性上重要な地域について、該当するものに✔をつけ（　　）内にその名称を記入する。☐重要里地里山（　　　　　　　　　　　　　　　　）　☐都道府県立自然公園（　　　　　　　　　　　　　　　）☐都道府県指定鳥獣保護区（　　　　　　　　　　　　　　　）☐モニタリングサイト1000里山調査対象地（　　　　　　　　　　）☐重要湿地（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）☐特定植物群落（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）☐国立・国定公園普通地域（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業期間　※原則2年間以内 | 令和　年度　～　令和 年度 |
| 連絡先 | 事務担当者： | Tel. |  |
| E-mail |  |
| 事業担当者： | Tel. |  |
| E-mail |  |
| ２．事業概要 |
| ３．要望額 | ※事業額の3/4以内の要望額を記入すること |
| 初年度(令和　年度) | 千円 |
| ２年目 | 千円 |
| 合計 | 千円 |
| ４．要望額積算内訳 | 別紙 |
| ５．事業計画 |
| （１）初年度（令和　年度）の事業計画 |
| 交付金事業概要：ア　□□事業イ　△△事業ウ　××事業事業開始予定日：　年　月　日（※事業開始予定日は、公募要領に記載のスケジュールを参照し、内示以降に交付決定手続を行うことを踏まえて設定すること） |
| （２）２年目の事業計画　 |
| 交付金事業概要：ア　□□事業イ　△△事業ウ　××事業 |
| ６．事業の実施により期待される生物多様性保全等の効果の目標及びその体制（環境的課題と社会経済的課題それぞれに対しての目標） |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 目標年次 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ７．審査の対象となる事項 |
| ①．生物多様性の保全への貢献について加点要素は、以下のとおり。(1)事業による保全の対象となる生物の生息・生育環境に関する基礎情報が得られること。(2)事業内容が、国および都道府県のレッドリスト・レッドデータブックに記載された動植物種等の地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献するものであること。 |
| ②．地域の社会・経済解決貢献について加点要素は、以下のとおり。(1)事業対象地域の社会的経済的な現状や問題点を十分に把握しており、その課題の解決に資する事業内容となっていること。(2)活動の目的を達成する手段が明確であり、事業対象地域の自然資源を持続的に活用することにつながるものであること。 |
| ③．環境省主要施策との関係について加点要素は、以下のとおり。(1)全国的にモデルとなるようなものであること。(2)活動内容が2050年二酸化炭素実質排出ゼロに貢献するものであること。(3)地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画又は地域自然資産法に基づく地域計画を策定しており、これらの計画の実施に貢献する活動であること。(4)事業実施地域を有する地方公共団体に生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターが設置されており、当該センターによる多様な主体の連携が図られること。(5)自然再生推進法に基づく全体構想及び事業実施計画が策定されており、計画の実施に貢献する活動であること。(6)その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等（別表４参照）に基づいた活動であること。(7)環境省が主導する生物多様性保全再生に係る連携枠組み等に基づく活動であること。(8)第５次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ（要領別表3 ※１）やEco-DRR（要領別表3 ※2）の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。 |
| 法定計画名※１ | 策定主体 | 事業計画との関係 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ④．活動の広範性、継続性及び発展性について加点要素は、以下のとおり。(1)活動内容に収益性が認められ、地域の社会経済に対する直接的または間接的な裨益が期待されること。(2)活動の継続について見込みを立てており、支援事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。(3)地域に根ざした団体であること、または地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。 |

※１　交付金事業を実施する地域（生息域外保全の場合はその種の生息地）において生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等を策定しており、その計画等に沿った活動を行う場合に記入。事業計画との関係は法定計画等の該当箇所の写しでも可。複数の法定計画等が該当する場合には、必要に応じて行を追加すること。

（別表）交付対象経費の区分と内容

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| １　諸謝金 | 講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。 |
| ２　旅費 | 航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。 |
| ３　備品費 | 概ね単価が５万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。 |
| ４　消耗品費 | 概ね単価が５万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。 |
| ５　印刷製本費 | 資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。 |
| ６　通信運搬費 | 郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。 |
| ７　借料及び損料 | 車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。 |
| ８　会議費 | 会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。 |
| ９　賃金等 | 日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払いに要する費用をいう。 |
| 10　雑役務費 | 保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。 |
| 11　資材購入費 | 事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。 |
| 12　その他 | その他事業に必要な経費で、自然環境局長が承認した経費。 |